

【令和元年10月からの消費税率引き上げに伴う住宅改修費の取り扱い】

新旧消費税率適用の基準日：工事完了日

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、工事の請負等については、平成31年4月1日以降に契約を締結し、工事完了日が令和元年10月1日以降になる場合は、消費税率10%が適用されることとなっています。そのため、住宅改修費に係る工事見積書（工事費内訳書）の取り扱いについては以下の通りとなりますので、適切な対応をお願いします。

■工事完了日が令和元年9月30日以前の見込である場合

- ・事前申請時、消費税率8%で計算した工事見積書を提出してください
- ・ただし、工事遅延時（令和元年10月1日以降が工事完了日となる場合）には消費税率10%が適用されますので、増税分のお支払について後にトラブルが生じないように留意してください

■工事完了日が令和元年10月1日以降の見込である場合

- ・事前申請時、消費税率10%で計算した見積書を提出してください

■すでに消費税率8%の工事見積書により事前承認を得ているが、工事完了日が令和元年10月1日以降となる場合

- ・事後申請時、消費税率10%で計算した工事費内訳書の提出が必要になります
- ※消費税率のみ変更の場合は、見積書の差し替えは不要とします

【建設工事等に関する経過措置】

工事や製造等に係る請負契約については、取引金額が大きく、また、契約から目的物の引き渡しまでに日数を要することから、税率改正による影響が他の取引と比較して大きくなると考えられるため、以下の経過措置が設けられています。以下の経過措置に該当する場合は、これに従い適切に手続きを行ってください。

■平成31年3月31日までに契約を締結した場合

- ・工事目的物を令和元年9月30日までに引き渡しを受ける場合：旧税率（8%）が適用
 - ・工事目的物を令和元年10月1日以後に引き渡しを受ける場合：旧税率（8%）が適用
- ※請負金額が平成31年4月1日以後に増額された場合は、当該増額部分については新税率（10%）が適用されます

■平成31年4月1日から令和元年9月30日までに契約を締結した場合

- ・工事目的物を令和元年9月30日までに引き渡しを受ける場合：旧税率（8%）が適用
- ・工事目的物を令和元年10月1日以後に引き渡しを受ける場合：新税率（10%）が適用

江東区 介護保険課 在宅支援係
電話 03-3647-4319